

令和6年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 次第

日時：令和6年5月28日（火）15時00分～

場所：栄区役所新館4階8・9号会議室

連合町内会長あいさつ

区長あいさつ

1 議題

- (1) 令和6年度の役員について 【資料1】
- (2) 令和5年度事業報告及び決算について 【資料2】
- (3) 令和6年度事業計画及び予算について 【資料3】

2 報告事項

- 栄区地域防災拠点担当参与（区役所職員）について 【資料4】

3 依頼事項

- (1) 地域防災活動奨励助成金の交付について（総務課） 【資料5】
⇒ 準備ができ次第、請求書の提出をお願い致します。
- (2) 各地域防災拠点 鍵管理者名簿の作成について（総務課） 【資料6】
⇒ 令和6年7月5日（金）までに名簿の提出をお願い致します。
- (3) 拠点訓練の実施依頼について（総務課） 【資料7】
⇒ 計画書は2週間前・報告書は2週間以内の提出をお願い致します。
- (4) 栄区緊急時情報伝達システムへの登録について（総務課） 【資料8】
⇒ 令和6年7月5日（金）までに申請書の提出をお願い致します。
- (5) 令和6年度拠点備蓄品の更新と有効活用について（総務課） 【資料9】
⇒ 令和6年7月5日（金）までに報告書の提出をお願い致します。
(有効活用の予定が無い場合、報告は不要です)
- (6) 地域防災拠点に備蓄しているトイレパックの更新について（総務課） 【資料10】
⇒ 令和6年7月5日（金）までに回収希望報告書の提出をお願い致します。
(対象物品が無い場合、報告は不要です)
- (7) 地域防災拠点における感染防止資器材の取扱い 【資料11】
及び段ボールベッド等の必要性調査について（総務課）
⇒ 令和6年7月5日（金）までに調査票の提出をお願い致します。
- (8) ペット同行避難への対応について（福祉保健センター生活衛生課） 【資料12】
⇒ 一時飼育場所を未設定の拠点については、一時飼育場所の設定し、令和7年3月10日（月）までに報告書の提出をお願い致します。

4 連絡事項

- (1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災研修への参加について 【資料 13】
(政策経営局男女共同参画推進課)
- (2) ファーストミッションボックスの配付について (総務課) 【資料 14】
- (3) 令和 6 年度地域防災拠点運営研修の実施について (総務課) 【資料 15】
- (4) 地域防災拠点訓練における出前講座の実施について (横浜市社会福祉協議会) 【資料 16】
- (5) 発災時における消費者被害の防止について (経済局消費経済課) 【資料 17】
- (6) 防災ベッド・耐震シェルターの周知について (建築局建築防災課) 【資料 18】

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(目的)

第1条 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、栄区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、栄区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 前3号のほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会の会員は、運営委員会の委員長をもって組織する。

- 2 その他、参与を置く。参与は協議会の会長が指名する者及び行政関係者をもって構成し、協議会の運営に必要な助言を行う。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監事	2名

- 2 役員は、会員の互選によって定める。
ただし、会計は、栄区総務課長をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 会計は、協議会の会計処理を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面開催とすることができる。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

2 事務局長は、栄区総務課長をもって充てる。

3 事務局次長は、栄区総務課防災担当係長をもって充てる。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要事項は、別に定める。

付 則

この会則は、平成8年7月29日から施行する。

この会則は、平成25年6月11日から施行する。

この会則は、令和3年5月19日から施行する。

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会役員名簿

令和5年度

役 員	氏 名	備 考
会 長	毛 利 勝 男	豊 田 小
副 会 長	加 藤 重 雄	千 秀 小
副 会 長	安 藤 健 一	小菅ヶ谷小
会 計	伏 見 和 久	栄区総務課長
監 事	千 葉 廣 衛	西 本 郷 中
監 事	齋 藤 進	庄 戸 小

令和6年度(案)

役 員	氏 名	備 考
会 長	加 藤 重 雄	千 秀 小
副 会 長	安 藤 健 一	小菅ヶ谷小
副 会 長	千 葉 廣 衛	西 本 郷 中
会 計	金 子 強	栄区総務課長
監 事	齋 藤 進	庄 戸 小
監 事	伊勢崎 市三郎	西本郷小

令和6年度栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 名簿

敬称略

地域 防災 拠点 運営 委員会 委員長	千秀小学校地域防災拠点運営委員会委員長	加藤 重雄
	豊田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	毛利 勝男
	飯島中学校地域防災拠点運営委員会委員長	井尾 博文
	飯島小学校地域防災拠点運営委員会委員長	田中 正也
	小菅ヶ谷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	安藤 健一
	本郷台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	三好 啓介
	笠間小学校地域防災拠点運営委員会委員長	石山 俊雄
	西本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	千葉 廣衛
	西本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	伊勢崎 市三郎
	小山台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	土屋 京子
	本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	関根 佐代子
	公田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	戸井 恵美子
	桂台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	佐藤 美知子
	桂台中学校地域防災拠点運営委員会委員長	平野 義尚
	本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	馬場 勝美
	桜井小学校地域防災拠点運営委員会委員長	北山 博
	上郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	藤木 健
	庄戸小学校地域防災拠点運営委員会委員長	齋藤 進
旧庄戸中学校地域防災拠点運営委員会委員長	近藤 弘子	
旧野七里小学校地域防災拠点運営委員会委員長	岡野 正男	

参 与	栄区連合町内会長	細田 利明
	豊田連合町内会自治会長	横川 恵
	笠間連合町内会自治会長	指田 弘
	小菅ヶ谷連合町内会長	田中 健次
	本郷第三連合町内会長	豊田 孝有
	上郷西連合町会長	三原 一郎
	上郷東連合町会長	芦川 弘
	栄区長	松永 朋美
	栄警察署長	大窪 太郎
	栄消防署長	家田 昌利
	栄区副区長	大塚 尚子
	栄区福祉保健センター長	横森 喜久美
	栄区福祉保健センター担当部長	大野 豊
	栄区福祉保健センター医務担当部長	小野 範子
	栄区土木事務所長	宍戸 由範
	戸塚水道事務所長	栗原 誠仁
	資源循環局栄事務所長	須賀 裕司
	栄区小学校長会 代表	瀧田 健二
	栄区中学校長会 代表	湊 浩一
	栄区社会福祉協議会長	田中 健次
	栄消防団長	加藤 正基

令和 5 年度 栄区地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運 営 に 係 わ る 事 業	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会	令和 5 年 5 月 22 日	20名
	地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	地域防災拠点訓練	各拠点にて計画	各拠点運営委員等
	地域防災拠点意見交換会	令和 5 年 7 月 12 日	各拠点運営委員等
	防災クロストーク	令和 5 年 12 月 9 日	各拠点運営委員 横浜栄ボランティア ネットワーク 事務局
管 理 に 係 わ る 事 業	資機材点検（委託業者による）	令和 5 年 12 月～ 令和 6 年 1 月	事務局
	資機材点検（自主点検）	随時	各地域防災拠点

(第9号様式)

令和5年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	収入済額	増△減	説明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	120,000円×20拠点
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円



項目	予算額	支出済額	増△減	支出日	説明
各拠点運営委員会経費	2,400,000	2,277,327	△122,673	令和5年 8月9日	横浜市に返還予定
支出合計	2,400,000	2,277,327	△122,673		

※ 客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（交際費並びに慶弔費、懇親会費、活動と直接関連のない視察・研修費・食糧費等）は助成対象外

令和6年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監事 千葉 彦 衛 
監事 齋藤 進 

監 査 報 告 書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和5年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監査年月日 令和6年5月2日
- 2 監査対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 監査事項 決算書・現金出納簿・支出伝票他
- 4 監査の結果及び意見 帳簿及び証書類等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和6年度 栄区地域防災活動事業計画書

	事業名・内容	期日 期 間	参 加 人 数
運 営 に 係 わ る 事 業	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	令和6年5月28日	41人
	地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	地域防災拠点訓練	随時	各拠点運営委員及び住民
	地域防災拠点意見交換会	令和6年7月11日 (予定)	各拠点運営委員及び 事務局
	防災クロストーク	令和6年12月 (予定)	各拠点運営委員 横浜栄ボランティア ネットワーク 事務局
管 理 に 係 わ る 事 業	資機材点検（委託業者による）	令和6年12月 (予定)	事務局
	資機材点検	随時	各地域防災拠点

(第3号様式)

令和6年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	120,000円×20拠点
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	支 出 日	説 明
各拠点運営委員会 経費	2,400,000	2,400,000	0		横浜市助成金 120,000円 ×20拠点
支出合計	2,400,000	2,400,000	0		

※ 客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（交際費並びに慶弔費、懇親会費、活動と直接関連のない視察・研修費・食糧費等）は助成対象外

令和 6 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

令和 6 年度 栄区地域防災拠点担当参与（区役所職員）について

本年度の地域防災拠点の担当参与（区役所職員）について、以下のとおり決定しましたのでご案内いたします。

1 担当参与（区役所職員）について

栄区では各地域防災拠点に対して担当参与を原則 2 名配置し、平常時の区役所と地域防災拠点運営委員（以下、「運営委員」という。）との連絡体制の確立と、運営委員の支援体制を構築しています。運営委員が各役員の選出や運営委員会の開催通知等、庶務事務を行っていただいておりますが、担当参与は事務連絡や助言する立場となっております。

2 主な役割

(1) 運営委員

平常時：運営委員会役員の選出や運営委員会開催の事務等及び訓練の計画策定及び実施
 発災時：地域防災拠点の開設・運用

(2) 担当参与（区役所職員）

平常時：運営委員会へ出席し事務連絡や助言等を行う
 発災時：栄区災害対策本部（栄区役所）で活動

3 担当参与（区役所職員）

拠 点 名	担 当 課 長	担 当 参 与	
千秀小学校	こども家庭支援課長	白井（こども家庭支援課）	鎌田（こども家庭支援課）
飯島小学校	税務課長	松本（税務課）	中村（税務課）
飯島中学校	地域振興課長	宮川（地域振興課）	高岡（こども家庭支援課）
豊田小学校	保険年金課長	武田（保険年金課）	浅香（保険年金課）
小菅ヶ谷小学校	福祉保健課長	川村（福祉保健課）	壺井（高齢・障害支援課）
笠間小学校	生活衛生課長	松木（生活衛生課長）	尾上（生活衛生課）
西本郷中学校	総務課長	川嶋（総務課）	岸（総務課）
西本郷小学校	区政推進課長	鶴岡（区政推進課）	眞柄（区政推進課）
小山台小学校		石塚（区政推進課）	山口（区政推進課）
本郷台小学校	福祉保健課長	加藤（福祉保健課）	門脇（福祉保健課）
本郷中学校	戸籍課長	上野（戸籍課）	山内（戸籍課）
公田小学校	学校連携・こども担当課長	三石（こども家庭支援課）	川添（こども家庭支援課）
桂台小学校	生活支援課長	秋山（生活支援課）	足立（総務課）
桂台中学校	高齢・障害支援課長	木野内（高齢・障害支援課）	山内（高齢・障害支援課）
本郷小学校	生活支援課長	山田（生活支援課）	荒井（生活支援課）
桜井小学校	地域振興課長	出丸（地域振興課）	堤（地域振興課）
上郷小学校	税務課長	海老原（税務課）	笠羽（税務課）
旧野七里小学校	高齢・障害支援課長	白石（高齢・障害支援課）	芦澤（高齢・障害支援課）
庄戸小学校	税務課担当課長	柴田（税務課担当課長）	藤見（会計室）
旧庄戸中学校	保険年金課長	小松（保険年金課）	栗原（保険年金課）

※網掛けは今年度から新しく担当参与（区役所職員）になった職員です。

担 当：栄区役所総務課
 武内、松山、児玉、宮川
 電 話：045-894-8312
 メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

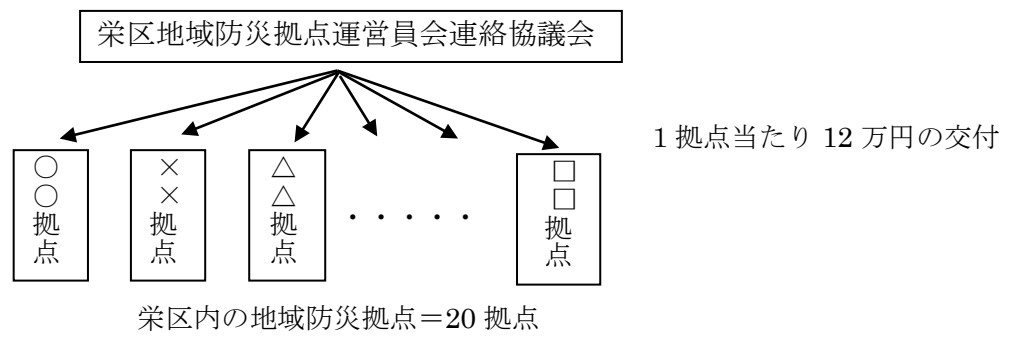
栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

地域防災活動奨励助成金の交付について

1 趣旨

地域防災拠点運営委員会（以下「拠点」という。）の自主的な活動を奨励し、災害時の拠点の運営に備えた訓練及びその他の活動を円滑に行うために、栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会から交付するものです。



2 交付金額

1 拠点当たり、12万円を交付します。

※交付金額から振込手数料を差し引いた金額が指定された口座に振り込まれます。

3 交付について

各拠点ごとに担当参与（区役所職員）を通じて、請求書をご提出下さい。事務局において振込完了後、各拠点にご連絡いたします。

※口座振込での受け取りが不可能な場合、現金でお渡しいたします。

4 留意事項

(1) 支出について

当該年度に発生する経費支出が対象となります。助成金は翌年度への持ち越しはできません。残金が発生した場合は、年度末に事業決算書の提出と合わせてご返金いただきます。

(2) 支出用途について

助成金の用途は「地域防災拠点の管理運営」に関することに限定されています。

○使用可 …訓練の企画及び実施に係る費用、運営委員会等の会議に係る費用、
 備蓄庫に独自に配備する備蓄物品、訓練時の熱中症対策飲料水、
 運営委員会等の会議でのお茶・菓子・お弁当の食事代 など

×使用不可…運営委員会の役員等への謝金、運営委員会等の懇親会費 など

(3) 領収書について

全ての支出項目に関して領収書の提出が必要になります。領収書の添付がない場合、支出は認められません。宛名については「〇〇学校地域防災拠点」としてください。

研修会等に参加するための交通費を委員に支給する場合も、委員から領収書を受領して添付してください。

担 当：栄区役所総務課
 武内、松山、児玉、宮川
 電 話：045-894-8312
 メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

令和 年 月 日

請求書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長

学校地域防災拠点運営委員会

委員長(氏名)

印

下記のとおり請求します。

金 ￥120,000-

以下の受取方法を希望します。

- ・口座振込 (振込手数料につきましては、運営経費より差し引いて振り込みます)
- ・直接受取 (口座振込が不可能な場合に選択してください)

以下、口座振込の場合に記入してください。

フリガナ	
口座名義人	
振込先	銀行 支店 信用金庫 出張所 信用組合 農協
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	

※口座確認のため、通帳の写しもあわせてご提出願います。(通帳の1ページ目の写し)

令和 6 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

令和 6 年度 各地域防災拠点鍵管理者名簿の作成について（依頼）

各地域防災拠点において、夜間・休日など教職員不在の時間帯における発災への対応のため、各地域防災拠点運営委員会の皆様に学校施設の鍵の保管をお願いします。

つきましては、令和 6 年度の各地域防災拠点運営委員会における鍵管理者名簿を作成のうえ、下記担当まで提出していただきますようお願いいたします。

1 提出書類

令和 6 年度地域防災拠点鍵管理者名簿【別紙】

2 提出期限

令和 6 年 7 月 5 日（金）までにお願いします。

3 提出先

各拠点の担当参与（区役所職員）を通じて提出願います。

担 当：栄区役所総務課
松山、武内、児玉、宮川
電 話：045-894-8312
メー ル：sa-bosai@city.yokohama.jp

別紙

令和6年度栄区地域防災拠点鍵管理者名簿

届出年月日 令和6年 月 日

_____ 学校地域防災拠点運営委員会

保管者氏名	委員会役職名	住 所	電話番号	正門	体育館	昇降口	防災備蓄庫	防災備蓄庫	その他	備考

個人情報
 個人情報
 個人情報は栄区地域防災拠点の運営・管理・連絡のために収集します。栄区役所関係者、栄区内学校関係者、栄区地域防災拠点各運営委員会が活用するものです。目的以外のことには使用しません。

令和 6 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

拠点訓練の実施について（依頼）

運営委員長の皆様におかれましては、日頃から拠点訓練の実施にご尽力いただき誠にありがとうございます。令和 6 年度の各地域防災拠点での訓練実施について、下記の点に留意した訓練実施をお願いします。

1 訓練の実施時期について

9 月 1 日の防災の日及び 1 月 17 日の防災とボランティアの日を中心とした時期は全国的に防災への機運が高まります。しかし昨今の気象状況から、9 月初旬は猛暑が続く日が多く、訓練実施時期として適切とは考えにくい場合もあります。訓練実施時期については十分に検討し決定するようお願いします。また訓練を実施する場合は、訓練参加者の体調管理、訓練開始時間や実施時間に十分留意するようお願いします。

2 新型コロナウイルス感染症等の感染対策等について

拠点訓練においては、下記を踏まえた実施をお願いします。

令和 5 年 5 月 8 日（月）にコロナの感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されましたが、避難所等は災害時には一定期間、多くの方が集団生活をする場合があります。避難所等における感染対策は今後も必要となるため、訓練での罹患防止や感染症が蔓延する状況下での対応を訓練するため、可能な範囲で次のとおり対応をお願いします。

【今後の避難所等での感染対策】

- 全ての避難所等での共通事項
 - ・マスク着用及び手指衛生の推奨
 - ・避難所等の定期的な換気及び清掃等の衛生管理
- 各避難所等の判断による追加事項（感染症（疑い含む）の感染状況により判断）
 - ・受付時における避難者の体調確認（検温及び聞き取り等）及び有症状者との動線分け
 - ・避難者同士の距離の確保及び生活スペースの隔離（部屋分けや仕切りでの区切り等）
- その他、各地域防災拠点運営委員会の委員長等が必要と認めたこと。

3 訓練実施上の留意事項

(1) 災害用ハマッコトイレの設置訓練について

令和 5 年度に区内拠点への災害用ハマッコトイレの配備が完了しましたが、まだ設営訓練を実施されていない拠点（別紙 1 参照）においては、なるべく早期に訓練を行うようお願いします。設営訓練については各拠点 1 回のみとなりますが、所管局（下水道河川局）が各拠点訓練に出向き、訓練を実施します。訓練を希望する拠点は担当参与（区役所職員）にご連絡下さい。

(2) 災害用地下給水タンク開設訓練について

災害用地下給水タンクは発災直後に地域の皆さまの助け合いにより開設し、飲料水を確保するための設備です。給水活動に必要な装置組み立てや操作などの実技訓練を所管課（関係団体含む）が各拠点訓練に伺い行うことができます。訓練を希望する拠点は担当参与（区役所職員）にご連絡下さい。

＜区内の災害用地下給水タンク設置拠点＞

小山台中学校・飯島小学校・笠間小学校・本郷小学校・桂台中学校・庄戸小学校

(3) 消防署防災指導について

地域防災拠点において消防署に防災指導（消火器を使った訓練、心肺蘇生法、消火栓を使用した初期消火訓練等）を要望する拠点は担当参与（区役所職員）にご連絡下さい。

4 訓練実施計画書・報告書について

拠点訓練を実施される際は、訓練実施計画書と報告書を作成し、区役所との情報共有を行って訓練の実施してください。訓練実施の2週間前に計画書を提出し、また訓練実施後は2週間以内に報告書を提出するようお願いいたします。

(1) 訓練実施計画書について

ア 提出書類

拠点訓練実施計画書（様式1）

イ 提出期限

実施の2週間前

(2) 訓練実施報告書について

ア 提出書類

拠点訓練実施結果報告書（様式2）

イ 提出期限

訓練実施後、2週間以内

(3) 提出方法

拠点の担当参与（区役所職員）へご提出をお願いします。

5 添付資料

(1) 別紙 : 災害用ハマッコトイレ設置訓練実施拠点

(2) 様式1 : 拠点訓練実施計画書

(3) 様式2 : 拠点訓練実施結果報告書

(4) 資料 : 拠点開設・運営のレベル分け（案）について

担 当 : 栄区役所総務課

松山、武内、児玉、宮川

電 話 : 045-894-8312

メール : sa-bosai@city.yokohama.jp

災害用ハマッコトイレ設置訓練実施拠点

行政区	拠点名	整備年度	訓練実施日
栄	本郷小学校	H26	H28. 9. 4
	本郷中学校	H26	H28. 3. 21
	西本郷中学校	H26	H29. 2. 26
	豊田小学校	H28	未実施
	飯島小学校	H30	H31. 2. 3
	笠間小学校	H30	未実施
	西本郷小学校	R1	未実施
	本郷台小学校	R1	R2. 7. 21
	飯島中学校	R1	未実施
	桂台小学校	R2	R4. 6. 11
	桂台中学校	R2	R3. 3. 7
	桜井小学校	R2	R5. 1. 21
	上郷小学校	R3	R5. 2. 11
	小菅ヶ谷小学校	R3	未実施
	公田小学校	R3	R5. 3. 19
	庄戸小学校	R4	R5. 5. 20
	小山台小学校	R4	R5. 2. 18
	千秀小学校	R4	未実施
	(旧)野七里小学校	R5	未実施
	(旧)庄戸中学校	R5	未実施

(様式1)

拠点訓練実施計画書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 () 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	参加依頼機関	備考

(様式2)

拠点訓練実施結果報告書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 () 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場 参加者総数 名

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	備考

拠点開設・運営のレベル分け（案）について

<初級>

拠点に集まって来た方を建物内部に收容するまで

- ・拠点の開設準備
- ・受付担当の配置
- ・区割り指示（体育館）
- ・未使用室の明示
- ・専用スペースの確保（高齢者・障がい（児）者・女性等）
- ・トイレの使用可否確認と使用できない場合に使用させないための封鎖処置を実施
- ・ペット対策

<中級>

拠点に收容された方々の生活基盤を形成する

- ・避難者の班分け
- ・仮設トイレの早期設置
- ・停電対策
- ・備蓄物資の配布（休息に関わる毛布等から順次配布）
- ・飲料や食料の対応（炊き出しや持ち寄り食料の確認等）
- ・区本部への連絡
- ・災害情報の収集（情報板の設置：避難者への周知や展開等）
- ・ごみの分別準備

<上級>

数週間の生活を送るための運営

- ・自治の形成（防犯・ニーズの把握）
- ・町内会との連携（在宅避難者の把握・任意避難場所の把握）
- ・会議の開催
- ・ニーズの把握と対応
- ・健康状態の把握と健康巡回の要請
- ・ボランティアニーズの把握とボランティアの受け入れ
- ・拠点から出られる他へ行かれる方の把握
- ・物資等の要請と管理
- ・拠点の縮小、統合、閉鎖（物資の返却・移転、備蓄庫の整理）と学校再開の準備連携

令和 6 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について（依頼）

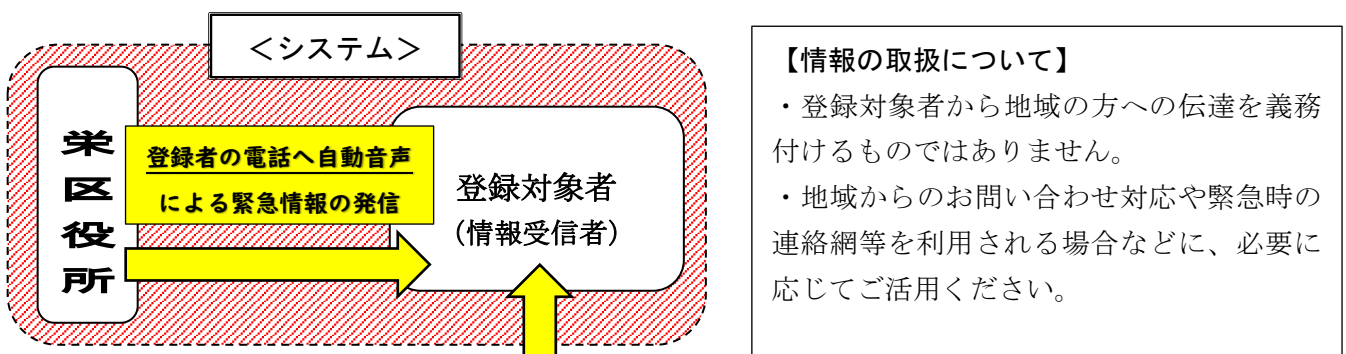
1 依頼事項の趣旨

栄区では災害時に、横浜市防災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ、緊急時情報伝達システム等で地域の皆様へ緊急情報を提供しています。

緊急時情報伝達システムでは、電話番号をご登録いただくと、避難指示発令・避難場所の開設など災害時の緊急情報のほか、区で周知の必要があると判断した情報を自動音声で発信します。災害時の情報収集のツールの一つとして、ご活用いただけます。

新年度を迎え、システム登録者の変更、登録電話番号の変更のある場合は申請書のご提出をお願いいたします。

2 緊急時情報伝達システムについて



緊急時情報伝達システムのほか、横浜市防災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ等で同様の情報を発信しています。

3 システムの登録対象者（情報受信者）

- (1) 地区連合町内会長
- (2) 自治会・町内会長等^{※1}
- (3) 地域防災拠点運営委員長^{※2}
- (4) 即時避難指示対象世帯^{※2}

※1自治会町内会は2名まで登録することができます。

※2地域防災拠点運営委員長及び即時避難指示対象世帯に対しては、栄区総務課から個別にご案内します。

裏面あり

5 発信内容

災害時の緊急情報ほか、区で周知の必要があると判断した情報を登録対象者の電話（固定・携帯）へ自動音声で発信します。

例) 台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

6 申請方法

(1) 「緊急時情報伝達システム登録申請書」に必要事項を記入し、各拠点の担当参与（区役所職員）を通じて栄区総務課までご提出ください。

(2) 本システムの登録者は年度ごとに更新いたします。

※システム登録者の変更や電話番号の変更がない場合の申請は不要です。

7 申請期限

令和6年7月5日（金）まで

（申請期限後も追加登録や登録者、登録番号の変更は可能です。）

8 添付資料

別紙 「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」

参考資料 災害時情報発信ツール一覧

担 当：栄区総務課 武内、松山、児玉、宮川

電 話：045-894-8312

F A X：045-895-2260

メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

栄区緊急時情報伝達システム登録 申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市栄区長)

申請者 住所

氏名

電話

栄区緊急時情報伝達システムへの登録を下記のとおり申請します。

拠点名・役職等	
氏名	
登録をする電話番号	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システムの登録以外には使用いたしません。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、下記担当まで直接ご持参いただくか、FAX又は郵送にて提出をお願いします。

メールでの申請の場合は、本文に①役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込みください。

【期限：令和6年7月5日（金）まで】

担 当：栄区総務課 武内、松山、児玉、宮川
電 話：045-894-8312
F A X：045-895-2260
メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

【参考資料】

災害時情報発信ツール一覧

ツール	伝達方法	発信元	登録方法	対象者	内容
緊急時情報伝達システム	電話による 音声	栄区	申請書を区役所に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合町内会長 ・自治会・町内会長等 ・地域防災拠点運営委員長 ・即時避難指示対象世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄区の緊急情報（避難所開設等） ・周知の必要があると判断した情報
防災情報Eメール	メール	横浜市	空メールを送って登録	全市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で得たい情報を選択（横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等）
横浜市避難ナビ	プッシュ通知	横浜市	アプリをダウンロード	全市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で得たい情報を選択（横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等）
緊急速報メール（エリアメール）	プッシュ通知	横浜市  NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル、楽天モバイル	携帯電話で設定 （初期設定はONになっている）	全市民	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市からの緊急なお知らせ（エリアメール）
栄区ホームページ	ホームページの確認	栄区	ホームページで閲覧	全市民	<ul style="list-style-type: none"> ・栄区の緊急情報（避難所開設等） ・周知の必要があると判断した情報

令和 6 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

地域防災拠点における備蓄品の有効活用等について（依頼）

若葉の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から横浜市の防災対策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度においても、地域防災拠点に備蓄している食料のうち、今年度更新を迎える食料については、各拠点訓練において配布するなど有効活用をお願いします。

1 有効活用及び数量の報告

有効活用予定の食料の数量を、別紙 1 「備蓄食料の有効活用数量報告書」を記入のうえ、令和 6 年 7 月 5 日までに、担当参与（区役所職員）を通じて、栄区総務課あてにご提出をお願いします。

※なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、有効活用をしないものとして処理させていただきます。

2 有効活用可能な備蓄食料及び数量の一覧

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17 箱 (24 本/箱)	平成30(2018)年度 (黄色ラベル)	令和 7 (2025)年 8 月 31 日
保存パン	10 箱 (20 食/1箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和 7 (2025)年 1 月 31 日
おかゆ	5 箱 (20 食/1箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和 7 (2025)年 1 月 31 日
クラッカー	2 箱 (70 食/箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和 7 (2025)年 1 月 31 日 又は 令和 7 (2025)年 2 月 28 日
ライスクッキー	1 箱 (20 食/箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和 7 (2025)年 1 月 31 日

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

3 配布可能時期等

別紙 2 「令和 6 年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）」のとおり

4 留意点

- (1) 賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- (2) 対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- (3) 年度内に期限が切れる「保存パン」「おかゆ」「クラッカー」「ライスクッキー」を活用する場合は、誤配布の原因となるため、必ず令和 6 年 (2024) 12 月までに使い切ってください。
- (4) 誤配布や、備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみ報告ください(使用せずに残った備蓄食料の再回収は行いません)。

5 その他

令和6年8月～9月に実施する備蓄品の配送・回収において、今年度更新分の備蓄品に加え備蓄庫に残ってしまっている期限切れの備蓄食料も併せて回収する予定です。

そのため、訓練等の際に、更新予定の備蓄食料と併せて、備蓄庫の入口近くなどにまとめて置いていただけますと、回収漏れや誤回収が減りますので、お手数おかけしてしまいますが、ご協力お願いいたします。

担 当：栄区役所総務課 松山、武内、児玉、宮川 電 話：045-894-8312 メー ル：sa-bosai@city.yokohama.jp
--

令和 6年 月 日

備蓄食料の有効活用数量 報告書

令和6年度に更新する予定の備蓄食料を拠点訓練等で有効活用します。

1 配布（予定）日

令和 年 月 日

2 訓練等での配布（有効活用）数量

水缶詰	保存パン	おかゆ	クラッカー	ライスクッキー
箱	箱	箱	箱	箱

3 報告者

_____区 _____地域防災拠点運営委員会

担当：_____

【注意事項】

本調査票は、令和6年7月5日（金）までに、担当参与（区役所職員）を通じて栄区総務課へご提出ください。

令和 6 年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩備蓄食料⇩						
水缶詰				有効活用 の 報 告 期 限	【配送】 令和 6 年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（24本/箱×17箱） 【回収】 平成30年度（2018年度）製造分（黄色ラベル）（24本/箱×17箱）	拠点訓練等での有効活用は、 令和 6 年度分の備蓄食料が配送された後から 開始してください。 (有効活用しない分は、8月～9月に全て回収しま す。)
保存パン			【配送】 令和 6 年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20食/箱×10箱） 【回収】 令和元年（2019年度）製造分（黒色ラベル）（20食/箱×10箱）			
おかゆ			【配送】 令和 6 年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20食/箱×5箱） 【回収】 令和元年（2019年度）製造分（黒色ラベル）（20食/箱×5箱）			
クラッカー			【配送】 令和 6 年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（70食/箱×2箱） 【回収】 令和元年（2019年度）製造分（黒色ラベル）（70食/箱×2箱）			
ライスクッキー			【配送】 令和 6 年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20食/箱×1箱） 【回収】 令和元年（2019年度）製造分（黒色ラベル）（20食/箱×1箱）		※ 有効活用分として報告していただいた数量が余っ てしまった場合でも、後からの回収は原則できませ ん。	
ビスケット ※ 区役所にのみ備蓄。 拠点では備蓄していません。			【配送】 令和 6 年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（100食/箱×10箱） 【回収】 平成30年度（2018年度）製造分（黄色ラベル）（100食/箱×10箱）			
スープ			【配送】 令和 6 年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（45食/箱×2箱） 【回収】 令和元年（2019年度）製造分（黒色ラベル）（45食/箱×1箱） 【回収】 令和 2 年度（2020年度）製造分（緑色ラベル）（45食/箱×2箱）			※ 有効活用分として報告していただいた数量が余っ てしまった場合でも、後からの回収は原則できませ ん。
粉ミルク			有効活 用 不可	【配送】 令和 6 年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20缶/箱×1箱） 【回収】 令和 5 年度（2023年度）製造分（黄色ラベル）（20缶/箱×1箱）	※ 有効活用分として報告していただいた数量が余っ てしまった場合でも、後からの回収は原則できませ ん。	
					※ 有効活用分として報告していただいた数量が余っ てしまった場合でも、後からの回収は原則できませ ん。	

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩生活用品⇩（令和 6 年度は、緑区、青葉区、都筑区の拠点において更新予定）						
哺乳器				有効活 用 不可	2021年 1 月に納入したものを回収し、 今年度購入分を配送します。	有効活用不可 (8月～9月にすべて回収します。)
小人用おむつ						
大人用おむつ						
生理用品						
アルミブランケット					各拠点に配備されている老朽化が進んだアルミブランケ ットを更新します。	
カセットボンベ					新規配備	粉ミルクの調乳や哺乳瓶の煮沸などを容易に行えるよ う、各 1 セット配備します。
カセットコンロ						
なべ						

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩救助資機材⇩						
ヘルメット ※令和 6 年度は、 ・南区 ・保土ケ谷区 ・旭区 ・磯子区 ・緑区 の拠点において更新予定。				有効活 用 不可	各拠点に配備されている老朽化が進んだヘルメットを更新 します。古いヘルメットを回収し、折り畳み式のヘルメッ ト（1拠点あたり10個）を配送します。	

令和6年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

資源循環局街の美化推進課
栄区総務課長

地域防災拠点に備蓄しているトイレパックの更新について（依頼）

栄区の地域防災拠点に備蓄しているトイレパックの一部が今年度品質保証期間を経過するため、更新を行います。

今年度の更新に伴い過去の更新作業で未回収のもの等、今回の回収と一緒に廃棄したいトイレパックがある場合は7月5日（金）までに担当参与（区役所職員）を通じて回収希望報告書を提出してください。

なお、更新を行う業者に作業前の学校への連絡等を依頼しておりますので、地域防災拠点運営委員の皆様による立ち合いの必要はございません。

また、万が一立ち合いを希望される地域防災拠点がありましたら担当参与までお知らせください。日程が決まり次第お知らせいたします。

1 スケジュール（予定）

8月下旬～9月中旬	契約事業者から各拠点への日程調整の連絡
8月下旬～9月下旬	更新作業（品質保証期間経過予定トイレパックの回収 新しいトイレパックの納品）

2 回収するトイレパックについて

- ・ニード株式会社製
- ・300セット入り
- ・一箱当たりの寸法（cm）：W40 cm×D30 cm
×H27 cmの段ボール 約 9 kg



3 添付資料

- (1) トイレパック配送回収リスト【別紙1】
- (2) 更新対象外の回収希望品報告書【別紙2】

担当：栄区役所総務課

松山、武内、児玉、宮川

電話：045-894-8312

メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

トイレパック配送回収リスト

行政区	施設名	搬入トイレパック 200個/1箱		回収トイレパッ ク300個/1箱
		搬入個数	搬入箱数	箱数
栄区	本郷小学校	2400	12	8
	豊田小学校	3000	15	10
	千秀小学校	2400	12	8
	飯島小学校	2400	12	8
	桂台小学校	3000	15	10
	西本郷小学校	3000	15	10
	旧野七里小学校	2400	12	8
	本郷台小学校	3000	15	10
	上郷小学校(倉庫は上郷 中学校)	2400	12	8
	小菅ヶ谷小学校	3000	15	10
	公田小学校	3000	15	10
	庄戸小学校	2400	12	8
	小山台小学校	3000	15	10
	笠間小学校	3000	15	10
	桜井小学校	3000	15	10
	本郷中学校	3000	15	10
	桂台中学校	2400	12	8
	西本郷中学校	3000	15	10
	飯島中学校	3000	15	10
	旧庄戸中学校	3000	15	10

令和 年 月 日

更新対象外の回収希望品 報告書

今年度の更新に合わせて回収を希望するトイレパックについて数量を報告します。

1 回収希望品

	回収希望品の納入年月	回収希望箱数	箱の大きさ	1箱の重さ (わかれば)
例	令和〇〇年〇月	3	W40 cm×D30 cm×H27 cm	約9 kg
1				
2				

2 報告者

_____区 _____地域防災拠点運営委員会
担当： _____

【注意事項】

令和6年7月5日（金）までに担当参与（区役所職員）を通じて
栄区総務課にご提出下さい。

令和6年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

総務局地域防災課避難等支援担当課長
栄区総務課長

地域防災拠点における感染防止資器材の取扱い及び
段ボールベッド等の必要性調査について（依頼）

令和5年5月8日（月）に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更となり、各拠点でも感染症対策を含めた運営方法の見直しが行われているところと存じます。本市においても、今後の「感染防止資器材」の取り扱いについて見直しを行い、以下のように各拠点での備蓄をお願い致します。

また、今回の見直しで不要とした資器材の有効活用のため、感染症対策用として配備した、受付用パーテーション、段ボール間仕切り及び段ボールベッド（以下「段ボールベッド等」という。）について、拠点における必要性（回収希望数）の調査を行います。

1 拠点において今後も備蓄する感染防止資器材

資器材	数量	理由（用途）
サージカルマスク	10箱（500枚）	飛沫防止のため
小さめマスク	6箱（300枚）	
消毒液（ハイター）	2本（1.2ℓ）	施設消毒のため
雑巾	10枚	
使い捨て手袋	700枚 （100枚×7袋）	施設消毒及び食事等配布のため（約1月分を想定）
泡ハンドソープ	10本	手指衛生のため
アルコール消毒液	40本（20ℓ）	
非接触型体温計	3本	避難所で検温の必要性が出た場合のため
腋下体温計	1本	

※ 今後の更新の方向性については、決定次第お示しします。

※ その他詳細は、第356号通知を参照してください。

2 段ボールベッド等の回収希望数調査について

(1) 目的

拠点における感染防止資器材の見直しを行い、段ボールベッド等について、拠点での保管スペースなどを踏まえて回収することと致しました。

一方で、段ボールベッド等は感染症対策だけでなく、避難所の生活環境の改善などにも有効となります。そのため、一律回収ではなく、拠点の状況に応じて残すことも可能としますので、各拠点への回収希望数の調査を行います。

(2) 調査対象品目

- ・受付用パーテーション
- ・段ボール間仕切り及び段ボールベッド

(3) 調査回答方法

【別紙】段ボールベッド等回収希望数調査票をご活用いただき、令和6年7月5日（金）までに担当参与（区役所職員）を通じて栄区総務課防災担当までご報告をお願いします。

(4) 今後の取扱い

ア 今後、段ボールベッド等の更新は行わない予定です。

イ 回収した段ボールベッド等（現在拠点の備蓄庫以外に保管されているものも含む。）については、発災時に、市内の被災状況を踏まえ、真に必要なと思われる拠点等に供給することを想定しています。

ウ 拠点から回収する段ボールベッド等は、各区で個別保管することも可能とします。

エ 調査後の段ボールベッド等の回収時期は、別途お知らせします（8～9月に実施予定の備蓄品の配送・回収とは別の時期となります。）。

3 添付資料

- (1) **【参考資料】** 段ボールベッド等写真
- (2) **【別紙】** 段ボールベッド等回収希望数調査票
- (3) **【参考資料】** 令和5年5月23日付・総地第150号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難場所等の対応について」
- (4) **【参考資料】** 令和5年8月15日付・総地第356号「地域防災拠点での感染防止資器材の今後の取扱いについて」

栄区役所総務課 松山、武内、児玉、宮川
電 話：045-894-8312
メー ル：sa-bosai@city.yokohama.jp

【参考資料】 段ボールベッド等写真

・ 受付パーテーション

以下写真が「1セット」分になります。(1箱にパーテーション2枚梱包 = 1セットです。)



外箱写真



中身写真

・ 段ボール間仕切り

以下写真が「1セット」分になります。(間仕切り10枚×3=30枚分で1セットです。)



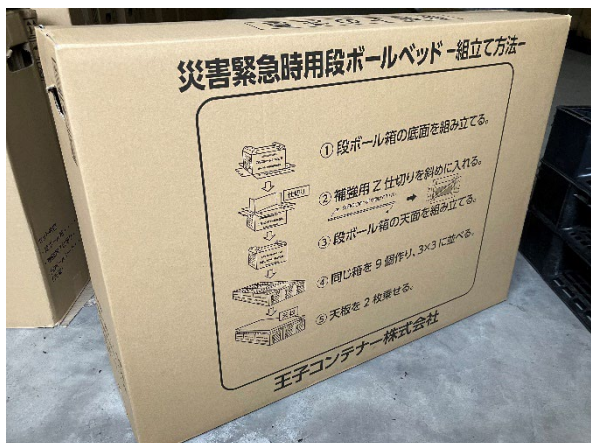
ビニール袋梱包時写真



開封時写真

・ 段ボールベッド

以下写真が「1セット」分になります。(1箱=1セットです。)



外箱写真1



外箱写真2

令和 年 月 日

段ボールベッド等回収希望数調査票

受付用パーテーション、段ボール間仕切り及び段ボールベッドの回収希望数について、以下のとおり報告します。

- 拠点に配備されているものうち、回収希望数を記載してください。
- 回収対象は、拠点の備蓄庫に保管されているもののみとなります。方面別備蓄庫や区役所等に保管されているものは含みません。
- 回収を希望しない又は拠点の置いていない場合には、「0」と回答してください。

・ 受付パーテーション	…	<u> セット</u>
・ 段ボール間仕切り	…	<u> セット</u>
・ 段ボールベッド	…	<u> セット</u>

※ 回収した段ボールベッド等（拠点の備蓄庫以外に保管されているものも含む。）、については、発災時に、市内の被災状況を踏まえ、真に必要なと思われる拠点等に供給することを想定しています。

報告者

_____区 _____地域防災拠点運営委員会

担当： _____

【注意事項】

本調査票は、令和6年7月5日（金）までに、各拠点の担当参与（区役所職員）を通じて、栄区総務課へご提出ください。

【参考資料】

総地第 150 号

令和 5 年 5 月 23 日

各区局危機管理責任者

(各区局副区局長)

危機管理統括責任者

(総務局危機管理室長)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 避難所等の対応について（通知）

令和 5 年 5 月 8 日（月）に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症へ変更となり、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」（令和 5 年 3 月 31 日付府政防第 611 号等）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」（令和 5 年 4 月 28 日付府政防第 704 号等）において、今後の避難所における感染症対策等について示されたところです。

本市においても、上記通知の趣旨を踏まえ、今後の避難所や避難場所（以下「避難所等」という。）での感染症対策等について次のとおり実施することとします。

1 平時から実施する事項（対象：区局）

(1) 市民の皆様への周知啓発

ア 在宅避難

在宅避難（親せきや友人宅等への避難を含む）の実施は、感染症対策の観点以外にも、避難者のプライバシーの確保や避難生活のストレス軽減という観点からも有効であることから、今後も引き続き周知・啓発することとします。

イ 非常持出品

避難所等では今後も引き続き、基本的な感染症対策は有効となります。避難する際の非常持出品に、マスクや手指衛生用品、体温計などの健康管理用品を含めることについても、引き続き啓発することとします。

(2) 避難所等の開設などに関する事前調整

ア 補足的避難所

補足的避難所は多数の避難者でスペースが不足する場合や、避難所が機能しない場合などに開設するものですが、感染症対策の観点でも有効であることから、引き続き、活用の検討及び開設訓練の実施に取り組みます。

イ プライベートスペース

避難所等では、要援護者や男女のニーズの違いなどに配慮した取り組みが必要となります。より多くのプライベートスペースの確保に向け、今後も引き続き、発災時に活用可能な学校の空き教室の確保や、既存の協定による間仕切りの円滑な調達などに努めます。

(3) 地域防災拠点訓練の積極的な実施

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域防災拠点の訓練は可能な範囲での実施としてきましたが、今後は積極的に地域防災拠点の“開設・運営”に重点を置いた訓練を実施します。

2 発災時における感染症対策を踏まえた避難所等の運営（対象：区）

(1) 全ての避難所等で実施する事項

- ・マスク着用及び手指衛生の推奨
- ・避難所等の定期的な換気及び清掃等の衛生管理

(2) 各避難所等の判断により追加で実施する事項（感染症（疑い含む）の感染状況により判断）

- ・検温や聞き取り等による受付時の避難者の体調確認及び有症状者との動線分け
- ・空き教室の活用や余裕ある区割り等による避難者同士の距離の確保

(3) その他

各地域防災拠点運営委員会の委員長等が必要と認めたこと。

3 添付資料

(1) 避難所におけるマスク着用等の考え方について（令和5年3月31日付府政防第611号等）

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について（令和5年4月28日付府政防第704号等）

4 その他

(1) 本通知の発出をもって、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害時における避難場所・避難所の対応について」（令和2年4月27日付総地第116号）は廃止とします。

(2) 感染症法第44条の3第2項に規定される新型コロナウイルス感染症患者等の外出自粛が求められなくなることを踏まえ、「災害発生に備えた新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養者への対応について」（令和2年7月1日付総地第320号）についても廃止とします。

(3) 疑義等については、担当宛てに問い合わせてください。

【担当】

総務局危機管理室地域防災課
森崎、福田（671-2011）

【参考資料】

総地第 356 号
令和 5 年 8 月 15 日

各区総務課長

総務局地域防災課
避難等支援担当課長

地域防災拠点での感染防止資器材の今後の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和 2 年度に各地域防災拠点に対して、避難所運営用の「感染防止資器材」を配布しました。

令和 5 年 5 月 23 日に新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への変更に伴う避難所等の対応について通知しましたが、今後の「感染防止資器材」の取扱いについては、次のとおりお願いします。

1 現状

(1) コンテナボックスで保管（計 2 箱）

非接触型体温計	3 本	雑巾	10 枚
腋下体温計	1 本	使い捨て手袋 (100 枚入)	1,000 枚 (10 袋)
サージカルマスク	10 箱 (500 枚)	養生テープ	10 個
小さめマスク	6 箱 (300 枚)	ごみ袋 (30L/45L)	各 2 袋 (50 枚入)
フェイスシールド	30 枚	泡ハンドソープ	10 本
消毒液 (ハイター)	10 本 (60)	ペーパータオル	10 袋

(2) 資器材ごとに保管

段ボール間仕切り及びベッド	6 セット
アルコール消毒液	40 本 (200)
受付用パーテーション	2 セット

2 今後の取扱い

(1) 引き続き備蓄をお願いしたい資器材と数量

ア 「全ての避難所等で実施する事項」で必要

資器材	数量	理由 (用途)
サージカルマスク	10 箱 (500 枚)	飛沫防止のため
小さめマスク	6 箱 (300 枚)	
消毒液 (ハイター)	2 本 (1.20)	施設消毒のため
雑巾	10 枚	
使い捨て手袋	700 枚 (100 枚×7 袋)	施設消毒及び食事等配布のため (約 1 月分を想定)
泡ハンドソープ	10 本	手指衛生のため
アルコール消毒液	40 本 (200)	

イ 「各避難所等の判断により追加で実施する事項」 で必要

資器材	数量	理由（用途）
非接触型体温計	3本	避難所で検温の必要性が出た場合のため
腋下体温計	1本	

（参考） 発災時における感染症対策を踏まえた避難所等の運営

(1) 全ての避難所等で実施する事項

- ・マスク着用及び手指衛生の推奨
- ・避難所等の定期的な換気及び清掃等の衛生管理

(2) 各避難所等の判断により追加で実施する事項

- ・検温や聞き取り等による受付時の避難者の体調確認及び有症状者との動線分け
- ・空き教室の活用や余裕ある区割り等による避難者同士の距離の確保

ウ 資器材の更新

引き続き備蓄をお願いする資器材の、今後の更新の方向性については、決定次第お示しします。

(2) 避難所での感染症対策としては不要な資器材

「(1) 引き続き備蓄をお願いしたい資器材と数量」 で挙げた資器材以外は、避難所での感染症対策としての備蓄は不要とします。

ただし、感染症対策以外にも避難所の運営に役立つ資器材もありますので、必要性については各拠点で検討していただくようお願いします。

(3) 不要な資器材の取扱い

各拠点で不要とした資器材（受付用パーテーション、段ボール間仕切り及びベッドを除く）は、各拠点で有効活用や廃棄をしていただくようお願いします。

なお、受付用パーテーションや段ボール間仕切り及びベッドは、後日、各拠点に対して必要性調査を行い、調査結果に基づき回収等の方向性を検討していきます。

3 その他

(1) 添付資料

ア 【別紙】 感染防止資器材用コンテナボックスの整理の参考資料

イ 【令和5年5月23日付・総地第150号】 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難場所等の対応について

(2) 疑義等ある場合は、担当までお願いします。

【担当】

総務局危機管理室地域防災課

森崎、福田

671-2011（内線：50492、50495）

so-chiikibousai@city.yokohama.jp

感染防止資器材用コンテナボックスの整理の参考

【現在】

現在は、感染防止資器材をこのように、2つのコンテナボックスで保管しています。



(残す資器材)

資器材	数量
サージカルマスク	10箱
小さめマスク	6箱
消毒液(ハイター)	2本(1.2ℓ)
雑巾	10枚
使い捨て手袋	700枚 (100枚×7袋)
泡ハンドソープ	10本
アルコール消毒液	40本(20ℓ)
非接触型体温計	3本
腋下体温計	1本

避難所運営に使えるため残す資器材

【収納例】

2つのコンテナボックスは、結構場所を取るのので、できれば1つのコンテナボックスに収めたい…。そこで、以下のように、収納すれば、必要なものは残して、1つのコンテナボックスに収納できます。

●ステップ1

1つのコンテナボックスを空にしてから、サージカルマスク10箱、小さめマスク6箱を端に積みます。



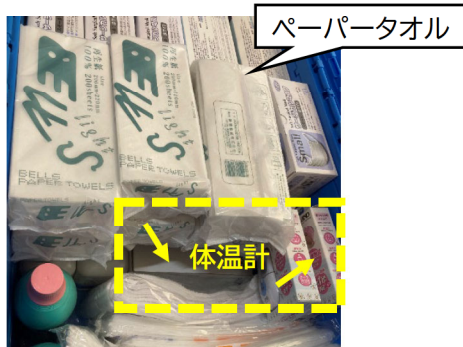
●ステップ2

中央にハンドソープ10本、消毒液2本、雑巾10枚、ゴミ袋30ℓ2袋、45ℓ2袋を整然と入れます。



●ステップ3

隙間に体温計各種、ハンドソープの上にペーパータオル7袋を乗せます。



●ステップ4

最後に、隙間に養生テープ(5本程度)を乗せれば、完成！



整理して、空いたコンテナボックスは、他の資機材の収納に使うなど、自由に使ってください！

令和6年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区生活衛生課長
栄区総務課長

ペット同行避難への対応について（依頼）

日頃から横浜市の防災事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、避難が必要な状況にも関わらず、ペットの飼い主がペット連れでは避難所を利用できないと考え、避難を躊躇したり、避難所でペット同行避難を断られ、避難ができなかったケースが報告されています。このため、自宅の納屋等で過ごしたり、避難所玄関での避難生活や車中泊を余儀なくされた避難者が発生しました。また、ペット連れで人が避難するスペースに入ってしまったために、他の避難者が過ごせなくなってしまったケースなど、混乱が生じた状況がありました。

本市では、避難が必要な時は、ペットとの同行避難を推奨しています。ペットを同行した被災者の避難があった時に混乱をきたさないよう、動物を一時的に飼育管理する場所の設定をはじめとした対応について、御検討いただくようお願いします。

1 一時飼育場所の設定

一時飼育場所を設定していない拠点については、令和6年度に一時飼育場所の設定をお願いします。設定にあたり、場所の検討などについて、区生活衛生課で御相談をお受けしておりますので、拠点参加を通じて御連絡ください。

また、設定されましたら、報告様式（別紙）にて、拠点参加に御報告いただきますようお願いします。

報告期限：令和7年3月10日（月）

報告様式：ペットの一時飼育場所等報告書（別紙）

2 飼育ルールの設定

同行してきたペットの世話、管理は飼い主が行うこととなります。拠点でのルールについて、「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）」を参考として作成し、周知しておくことが有効です。

3 ペット同行避難訓練の実施

実際の拠点訓練時にペット同行避難訓練を組み入れることも有効です。ペットを同行して避難する人がいることを地域の方にも御理解いただくとともに、飼い主には拠点でのルールや事前の準備を啓発する場にもなります。

4 添付資料

ペットの一時飼育場所等報告書（別紙）

ちらし「ペット同行避難の円滑な受入れのためにペットの一時飼育場所を設定しましょう」も参考としてご活用ください。

ペット同行避難とは

大規模な災害発生時に、自宅からの避難が必要な飼い主が飼育しているペットを同行し、住んでいる地域ごとに指定された拠点などに避難することです。震災等の災害発生直後には、飼い主がペットを連れて拠点へ避難することが想定されます。しかし、拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、拠点の実情に応じたペット対策を日頃から考えておく必要があります。

拠点内でペットと人が同じスペースで過ごすいわゆる同伴避難とは異なります。

【参考】横浜市ホームページにも掲載しています。

○「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



○ペット同行避難対応ガイドライン（ピンクの冊子）



○災害時ペットの一時飼育場所設置事例集



○ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）



担当

栄区生活衛生課 TEL:894-6967 FAX:895-1759

栄区総務課 TEL:894-8311 FAX:895-2260

報告様式

ペットの一時飼育場所等報告書

年 月 日

(提出先) 地域防災拠点参与

拠点名称 _____

御担当者 _____

御連絡先 _____

拠点でのペットの一時飼育場所を次の場所に設定しました。

ペットの一時飼育場所 設定場所の名称	 <hr/> <p>(記載例) 飼育小屋及び飼育小屋横広場</p>
-----------------------	--

図面や写真等場所が分かる資料を下の枠内に添付してください (別添可)。

<h1>(図面や写真等添付)</h1>

相談事項、備考

報告期限 令和7年3月10日

* 拠点参与の皆様は区生活衛生課へ提出をお願いします。

ペット同行避難の円滑な受入れのために ペットの一時飼育場所を設定しましょう

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、各避難所のペット同行避難への対応が検討、周知されていなかったことから、被災したペットの飼い主が避難できなかつたり、避難所で混乱を生じた事例が多数報告されています。

住み慣れた自宅で過ごせる在宅避難は、ペットにストレスがかからないため、自宅の被害が少なく、二次被害の危険がない場合には在宅避難も選択肢の1つです。

本市では、在宅避難が難しい場合など、必要な時はペットとの同行避難を推奨しています。過去の事例を参考に、まだペットの一時飼育場所を定めていない拠点においては、設定場所の検討を進めましょう。

事例①

避難所でペット同行避難者のペットの受入れを断ったため、避難せず危険な状態の自宅に留まる被災者や、車中泊を続ける被災者がいる。

必要な支援を受けられ
なかつたり、危険な状況を
回避できない可能性

事例②

ペット同行避難者が早く避難所に到着した時に、ペットの受入れに関するルールが決まっていなかったため、人の生活場所にペットを入れてしまった

他の避難者との間で
トラブルとなる
可能性

POINT

地域防災拠点には、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない方もいます。いざという時の混乱をさけるため、一時飼育場所を設定し、各拠点の実情に応じたペット対策を平常時から準備しておきましょう。

ペットの一時飼育場所事例集

具体的な設定場所の例や写真等を掲載しています。どのような場所が適当か検討しましょう。

- ◆動物飼育小屋の事例
- ◆校庭や校舎裏の事例 など



これらの資料は動物愛護センターのホームページからダウンロードできます

横浜市 災害時のペット対策

検索



地域防災拠点におけるペットへの対応について支援を行っています!

「一時飼育場所」「ルール」設定や「同行避難受入訓練」に取り組まれる際には、各区役所生活衛生課にご相談ください。内容の検討や課題の解消に向けて、ご一緒に取り組んでまいります。

お問合せ先：栄区生活衛生課 045-894-6967

ペット同行避難時用スターターキットを配付します！



大きさ
幅 **36**cm × 奥行 **53**cm × 高さ **37**cm

箱をあけて手順書に沿って行動するとペット同行避難者の受付体制ができるようになっています。箱にはペット同行避難者の受付や一時飼育場所を開設・運営する際に使う物品(手順書、各種様式、ロープ、養生テープ、ブルーシート、結束バンド、文具、ぞうきん、ポリ袋など)が入っています。

配付希望の場合 は、参与を通じて生活衛生課あて、

令和6年9月末までに御連絡ください。



生活衛生課では他にも次のようなお手伝いも行っておりますのでお気軽に御連絡ください！

運営委員会
での説明

一時飼育場所
設定やルール
づくりの相談

災害時のペット対策
メニュー

拠点訓練
での説明

ペット同行避難
訓練の実施



令和6年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

政策経営局
男女共同参画推進課

男女共同参画の視点を取り入れた防災研修への参加について（連絡）

「横浜市防災計画」においては、地域防災拠点運営への女性の参画等により、多様な意見を反映するとともに、性別を問わず安全に、安心して設備・支援を利用できる工夫を行うよう、定められています。これを踏まえ、市内すべての地域防災拠点を対象に、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

1 研修内容

(1) 研修のねらい

- ア 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災拠点運営の必要性の理解を促進します。
- イ 横浜市内約450か所の地域防災拠点の運営委員長等を対象とした研修を通じて横浜市全体に男女共同参画の視点の重要性の理解を広げていきます。

(2) 研修概要

- ア 定員：各回150人（年3回、同内容で実施）
- イ 参加費：無料
- ウ 研修カリキュラム（質疑応答含め2時間程度）
 - 講義：避難所運営にいかす男女共同参画の視点とは（仮題）※
 - 事例報告：女性の参画がいきた地域防災訓練のヒント（仮題）

※災害関連死を防ぎ、すべての住民の安全と健康を守るために、避難生活での助け合いをどのように進めて行くか、内閣府の避難所運営ガイドラインの策定委員でもある講師からお話を聞くことができます。

【日程】

日程	時間	会場
令和6年10月9日（水）	10時	男女共同参画センター横浜（戸塚区）
令和6年11月12日（火）	～12時	男女共同参画センター横浜北（青葉区）
令和7年1月25日（土）		関内ホール小ホール（中区）

2 依頼事項

(1) 各拠点の運営委員長におかれましては、ぜひご参加をご検討ください。

※原則として委員長が対象ですが、御都合がつかない場合などは、副委員長等、中心的に運営に携わっている方がご出席ください。各拠点委員長に加えて1名、計2名まで参加可能です。

(2) 別紙「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修受講申込書受講申込書」を御確認いただき、FAX又は二次元コードでお申し込みください。

(3) 申込期間は5月7日（火）から7月31日（水）までです。

【参考】横浜市防災計画（抜粋）

第2章 災害対策の基本

第1節 対策の基本

○ 地域には、性別及び性自認、年齢、障害、健康状態、国籍等、様々な個性や背景を持つ人が居住している。また、災害時において、被災者の状況や必要とする支援は、一人ひとり異なるあらゆる主体は、災害対策において、犯罪や暴力、差別、不平等な取扱い等が生じることのないよう人権尊重を基調として取り組むとともに、多様な視点・意見・ニーズの反映がなされるよう、地域活動や避難所運営への女性等の参画等の取組を進める

第6章 災害に強い人づくり及び地域づくり

第1節 自助及び共助の基本

3 多様な主体の参画促進及び相互協力

○ 市民、地域及び事業者は、災害時における個々のニーズ（性別、配慮事項等）の違いに配慮した研修・訓練の実施、若年者の参加促進による地域防災の担い手育成、女性の防災リーダーの育成、地域防災拠点運営委員会への女性の参画促進等に努める

第8章 避難

第4節 指定避難所（地域防災拠点）

○ 避難所運営にあたっては、主に次の事項に留意する。その他、状況に応じて、必要な配慮を行う。

ア 多様な意見の反映（運営側への女性の参画等）

イ 避難者への暴力等を防ぐための防犯の強化（地域防災拠点における照明配置の工夫、女性も含めた班編成による巡回の実施など）

ウ プライバシーへの配慮（着替え、下着等の洗濯等）、物資配布時の配慮（女性用物資の女性による配布、必要な人が必要な支給物品（衣服、下着、女性用物資）を受け取れる配慮等）

エ 性別を問わず設備・支援を安全・安心に利用できる工夫（男女別設備・スペースに加えた多機能トイレの活用・個室の更衣スペース等の設置、設置場所、経路及び照明の工夫等）

オ 妊産婦への配慮（休息・授乳スペースの確保、健康管理、栄養相談、保健指導、分娩・診察に対応できるよう医療機関等の情報提供、必要な物資等の配布、妊娠早期の者への配慮等）

担 当 政策経営局男女共同参画推進課

佐藤・赤間

電 話 045-671-2017

Eメール ss-danjo@city.yokohama.jp

男女共同参画の視点を取り入れた防災研修 受講申込書

地域防災拠点名： 区

運営委員長名：

電話番号：

■令和6年度「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修」に以下の通り申し込みます。
※2名まで参加可能です。原則として委員長には御参加いただきたいと考えていますが、御都合がつかない場合などは、副委員長等、中心的に運営に携わっている方がご出席ください。

氏名	ご住所	連絡がしやすい 電話番号	受講希望日程	
			第一希望	第二希望
フリガナ:	〒		<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回	<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回
フリガナ:	〒		<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回	<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回

- ・日程調整の都合上、受講可能日はできるだけ第二希望までご記載ください。
- ・受講決定のご案内は、8月中にお知らせする予定です。
- ・提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

■実施日時と会場

実施日時	第1回	第2回	第3回
	10月9日(水)10:00~12:00	11月12日(火)10:00~12:00	1月25日(土)10:00~12:00
会場	男女共同参画センター横浜 (戸塚区上倉田町 435-1) JR/市営地下鉄戸塚駅より 徒歩5分	男女共同参画センター横浜北 (青葉区あざみ野南 1-17-3)東 急田園都市線/市営地下鉄 あざみ野駅より徒歩7分	関内ホール (中区住吉町 4-42-1) JR/市営地下鉄関内駅より 徒歩6分

申し込み先：5月7日(火)より受付
FAXで事務局(865-4671)に送信してください。
又は右の二次元コードでも申し込み可能です。
7月31日(水)までにお申込みください。



■研修全般に関するお問い合わせ

事務局：男女共同参画センター横浜
白藤・齋藤・鯨岡
電話：862-5052

■主催

政策経営局男女共同参画推進課 佐藤・赤間
電話：671-2017
Eメール：ss-danjo@city.yokohama.jp

男女共同参画の視点を取り入れた防災研修 ～地域防災拠点の安心づくりに女性の力を

これまでの災害で、地域防災拠点運営に男女共同参画の視点が不足していることが大きな課題となっており、直近の能登半島地震でも改めて課題が浮き彫りになりました。そこで、市内全ての地域防災拠点を対象に、男女共同参画の視点の重要性や地域での取組に活かせるヒントをお伝えする研修を開催します。ぜひご参加ください。

※各回の内容は同じですので、いずれかにご参加ください。



参加費無料

10月9日（水）

10：00～12：00

会場：

男女共同参画センター横浜
戸塚区上倉田町435-1
JR・市営地下鉄戸塚駅徒歩5分

11月12日（火）

10：00～12：00

会場：

男女共同参画センター横浜北
青葉区あざみ野南1-17-3
東急田園都市線・市営地下鉄
あざみ野駅徒歩7分

2025年1月25日（土）

10：00～12：00

会場：

関内ホール（小ホール）
中区住吉町4-42-1
JR・市営地下鉄関内駅
徒歩6分

カリキュラム

■講義

「避難所運営にいかす男女共同
参画の視点とは」（仮題）

講師：浅野幸子

（早稲田大学地域社会と危機
管理研究所）

■地域からの報告

「女性の参画がいきた地域防災
～運営や訓練の事例」（仮題）

■質疑応答

対 象：地域防災拠点の運営委員長等

申込方法：

「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修」

受講申込書に必要事項を記入の上、FAX送信または
二次元コードにてお申し込みください。

受講決定のご案内は、8月中に受講者宛に郵送します。

受付期間：5月7日（火）～7月31日（水）

問合せ先：男女共同参画センター横浜
地域防災研修事務局
電話：045-862-5052

主催：横浜市 政策経営局男女共同参画推進課
企画実施：（公財）横浜市男女共同参画推進協会

※定員：各回150人

令和6年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

地域防災拠点FMB（ファーストミッションボックス）事業について

1 目的

地域防災拠点を開設する際、日頃から中心的な役割を担っている運営委員の方がいち早く参集できるとは限りません。また、習熟度の高い人でも、発災直後の冷静な対応は難しいかもしれません。あるいは、委員が交代して間もない頃に地震が起こる可能性もあります。そういった不安を解消するため、地域防災拠点FMB（ファーストミッションボックス）を作成し、各拠点に配付します。

2 実施内容・想定スケジュール（予定）

5月 地域防災拠点運営委員会総会で地域防災拠点FMBの紹介



6月～7月 地域防災拠点FMB（案）の作成



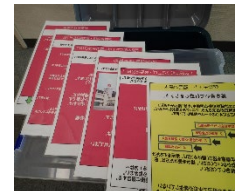
7月中旬 地域防災拠点FMB（案）をもとに地域防災拠点の皆様からご意見を頂きます。



11月 地域防災拠点FMB完成、各拠点に配布

○地域防災拠点FMBイメージ

本部の立ち上げ、トイレの準備等の拠点開設に必要な項目ごとにケースに分けられており、ケース内の手順書を参考に拠点の開設を行うことができます。



栄区役所総務課 松山、武内、児玉、宮川

電話：045-894-8312

メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

総務局地域防災課避難等支援担当課長
栄区総務課長

令和6年度地域防災拠点運営研修のご案内（連絡）

若葉の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、今年度も、地域防災拠点運営委員の方を対象とした研修を実施します。別添の案内資料をご参照のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 研修のご案内（日時、場所、申し込み方法、問い合わせ先等）

(1) 令和6年度地域防災拠点運営研修 集合研修

※「集合研修」については、地域防災拠点運営委員会ごとに2名まで参加可能です。

(2) 令和6年度地域防災拠点運営研修 自宅学習編

※「自宅学習編」は、「集合研修」の受講が難しい方向けにご案内しているものになりますが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、お申込み不要でどなたでも受講できます。

2 添付書類

案内資料（集合研修・自宅学習編）

総務局危機管理室地域防災課 森崎、福田

電話：045-671-2011

メール：sochiikibousai@city.yokohama.jp

栄区役所総務課 松山、武内、児玉、宮川

電話：045-894-8312

メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

令和6年度 地域防災拠点運営研修 集合研修のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

1 研修対象者

地域防災拠点運営委員の方が受講できます。

地域防災拠点運営委員会ごとに、2名まで申し込み可能です。

2 研修内容

(1) 研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

導入	「地域防災拠点について」	
第1部	【講話】 「避難所運営は開設時がポイント」 講師：和泉 禮子 氏 (旭区東希望が丘小学校地域防災拠点運営委員長)	地域防災拠点運営委員長の方にご登壇いただき、『避難所開設』や『開設から運営への移行』のポイントについてお話しいただきます。
第2部	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか体験します。

(2) 開催日時・場所 ※ 第1～3回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

	日程	時間	場所	定員
第1回	8月24日(土)	9:30~12:30	青葉公会堂	約60名
第2回	9月7日(土)	9:30~12:30	中区役所	約60名
第3回	9月28日(土)	9:30~12:30	栄区役所	約60名

3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」または「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日(第3希望まで選択可能)、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みをお願いいたします。

【二次元コード】



【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトへアクセスいただき、お申し込みください。

申込期限：令和6年7月23日(火)まで

※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認の上、お申し込みください。

※ 申込多数の場合は、第2、第3希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。

※ お申込の重複にご注意ください。また、お申込み完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取り消しができません。お申し込み内容の変更・取り消し等をご希望の場合は、以下「5 お問い合わせ先」の担当までご相談ください。

※ 「横浜市電子申請・届出システム」によるお申し込みが難しい場合には、次ページの「5 お問い合わせ先」までご相談ください。

4 申込者への受講決定連絡

8月初め頃、総務局地域防災課より、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

お申込み時のメールアドレスが誤っていると、「受講決定メール」をお送りすることができません。お申し込みの際には、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いします。

※ ドメイン「@city.yokohama.jp」の受信が可能なアドレスでお申込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

5 お問い合わせ先

横浜市総務局地域防災課（森崎、福田）

電話番号：045-671-2011

6 その他

当日午前7時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は、本研修は中止とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

【横浜市防災情報ポータル】

二次元コードまたはインターネット検索によりアクセスしてください



横浜市防災情報ポータル

検索

令和6年度 地域防災拠点運営研修 自宅学習編のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

1 研修対象者

どなたでも受講できます。お申込みも不要です。

2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講をお願いします。

「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

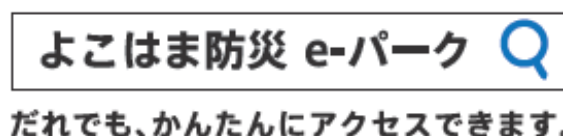
「よこはま防災 e-パーク」へは、以下の「二次元コード」または「インターネット検索」によりアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】



3 受講可能期間

いつでも受講できます。（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

4 お問い合わせ先

横浜市総務局地域防災課（森崎、福田）

電話番号：045-671-2011

自宅学習編 受講手順

① トップページ画面右下の「WEB 研修」をクリックします。



② 「登録せずに自由閲覧」、または「ログインして受講」が可能です。
なお、修了証を発行するためには「ログイン」のうえ受講していただく必要があります。
はじめてご利用の方は、「新規登録」ボタンから登録をしてください。

登録なしで自由に閲覧する方

コース内にある動画や確認テストの中から気になるコンテンツを自由に学ぶことができます。

※受講状況の確認（学習履歴の保存）や修了証を発行することは出来ません。利用登録をしないで、閲覧される方は「自由閲覧」をクリックしてください。

ログイン

ニックネーム

パスワード

ニックネーム、パスワードが不明になった方は再度新規登録をしてください。

はじめてご利用の方

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。

「新規登録」をする場合は、以下の画面で必要事項を入力の上、登録をお願いします。

新規登録

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。利用規約をお読みの上でご登録ください。

※ニックネーム（ID）とパスワードは必ずお手元にお控えください。
※ID/パスワードを忘れた場合は、再度新規登録を行ってください。
※修了証の発行には登録が必須です。（団体で発行する場合は代表者の登録）

ニックネーム
他の利用者と同じお名前（ID）は使えません

パスワード
パスワードは英数小文字混合8文字以上で設定してください。

パスワード（確認用）
確認のためもう一度パスワードをご入力ください。

お住まいの区

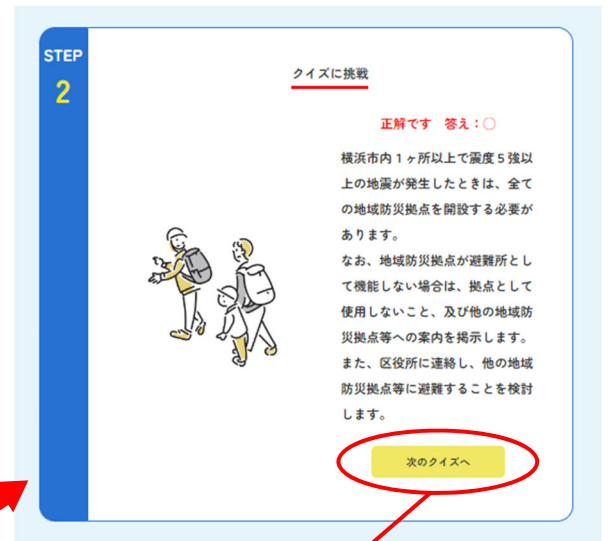
- ③ 「WEB 研修」のページにアクセスし、「地域防災拠点運営研修」をクリックします。



- ④ 「地域防災拠点の運営について」をクリックします。



- ⑤ 動画『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』を閲覧します。閲覧が完了したら、STEP2のミニテストを実施しましょう。



クイズは全部で3問出題され、最後のクイズまで回答し、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画へ進みます。

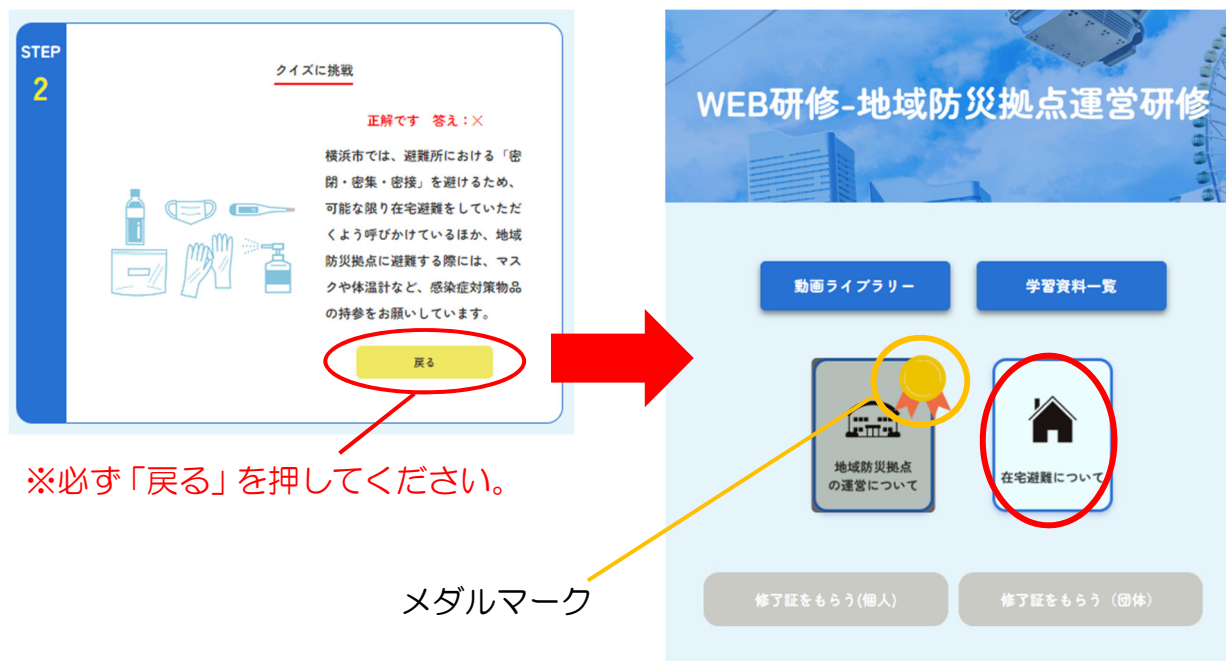
- ⑥ 『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』が表示されます。なお、動画上部の▼マークをクリックしても、動画は切り替え可能です。⑤同様、2つ目の動画『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』を閲覧し、STEP2のミニテストを実施しましょう。



ここをクリックして、動画を切り替えることができます。



- ⑦ 最後のクイズまで回答し、「戻る」ボタンを押すと、④の画面に戻ります。
 (受講が完了すると、右の図のようにメダルマークが付きます。)
 続いて、「在宅避難について」をクリックします。



- ⑧ 動画『在宅避難について』を閲覧します。
 閲覧が完了したら、STEP2のミニテストを実施しましょう。



⑨ 全ての動画の閲覧、ミニテストの回答が完了すると、以下画像のように、両方にメダルマークが付き、修了証の発行が可能となります。個人で修了証を発行する場合は、「修了証をもらう（個人）」を、団体でまとめて発行する場合は「修了証をもらう（団体）」を選択し、修了証を発行してください。

(1) 個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(個人)」を押します。

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう」を押します。



修了証が発行されますので、ダウンロード、または印刷してご活用ください。

(2) 団体で修了証を発行する場合

【※注意】

「修了証をもらう（団体）」における団体名は、システムの都合上、9文字以上の入力できません。

9字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう（個人）」から、修了証の発行をお願いします。



行政区

団体名

一人ずつ発行したい場合はこちらに入力してください
※行政区・団体名は必須事項になります

名前1	<input type="text" value="横浜 太郎"/>	名前11	<input type="text"/>
名前2	<input type="text" value="横浜 花子"/>	名前12	<input type="text"/>
名前3	<input type="text"/>	名前13	<input type="text"/>
名前4	<input type="text"/>	名前14	<input type="text"/>
名前5	<input type="text"/>	名前15	<input type="text"/>
名前6	<input type="text"/>	名前16	<input type="text"/>
名前7	<input type="text"/>	名前17	<input type="text"/>
名前8	<input type="text"/>	名前18	<input type="text"/>
名前9	<input type="text"/>	名前19	<input type="text"/>
名前10	<input type="text"/>	名前20	<input type="text"/>



「団体名で修了証を発行」は、行政区、団体名のみ記載された修了証が発行できます。



「修了証をもらう」では、名前を入力した複数の受講者の修了証を、まとめて発行できます。

令和6年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

セイフティーネットプロジェクト横浜

地域防災拠点訓練における出前講座の実施について

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援にご尽力いただきありがとうございます。

災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただきたくために、令和5年度に各地域防災拠点に対して、コミュニケーションボード等のセットの再配布を行いました。災害用コミュニケーションボードは、横浜市内にある障害者団体や、親の会、障害者作業所や活動ホームの連絡会、そして社会福祉協議会、横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

令和6年度も「セイフティーネットプロジェクト横浜」において次のとおり出前講座の実施が可能ですので、是非お声掛けください。

1 出前講座の内容

障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。

2 相談・申込み先

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター
TEL:045-681-1211 / Fax:045-680-1550

3 その他

出前講座の実施にあたり、実施予定日のおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。

参考：令和5年度に再配布した災害用コミュニケーション等

<内容> クリアーボックス(A4 幅3センチ程度)に入れて配布。

- ・説明文書(趣旨書):1
- ・コミュニケーションボード:3
- ・啓発チラシ:3
- ・文字盤:3
- ・バンダナ:緑色3、黄色3



<問合せ先>

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター
TEL:045-681-1211/Fax:045-680-1550
横浜市健康福祉局障害施策推進課
TEL:045-671-3598/Fax:045-671-3566

災害時に役立ちます！

障害のある方、そして地域の誰もが、安心して暮らしていくために
地域の中で、セーフティーネットをつくり支えていきたい。

地域で伝える！ みんなに伝わる！ S-net横浜

セーフティーネットプロジェクト横浜



つかう

自閉症や知的障害のある方の中には、わかりやすい絵記号や写真を用いることで、コミュニケーションがスムーズになる人もいます。
コミュニケーションボードは、障害のある方と周囲の方たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものの一つです。
日常だけでなく災害時にもつかえます！

コミュニケーションボード・カード



- イラストは200種類以上！自由に組み合わせてオリジナル・コミュニケーションボードが作れます。
- コンパクトな名刺サイズでつくれるコミュニケーションカードはリングでまとめて使えます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末にダウンロードすることもできます。

裏面のホームページアドレス、QRコードでアクセスしてください！



さむい
I feel cold



まいごになった
I am lost



いたい
I feel pain



64
相談
相談したい
I'd like a consultaion



すこし待ってください
Please wait for a moment



アレルギー
shrimp allergy

支えあう

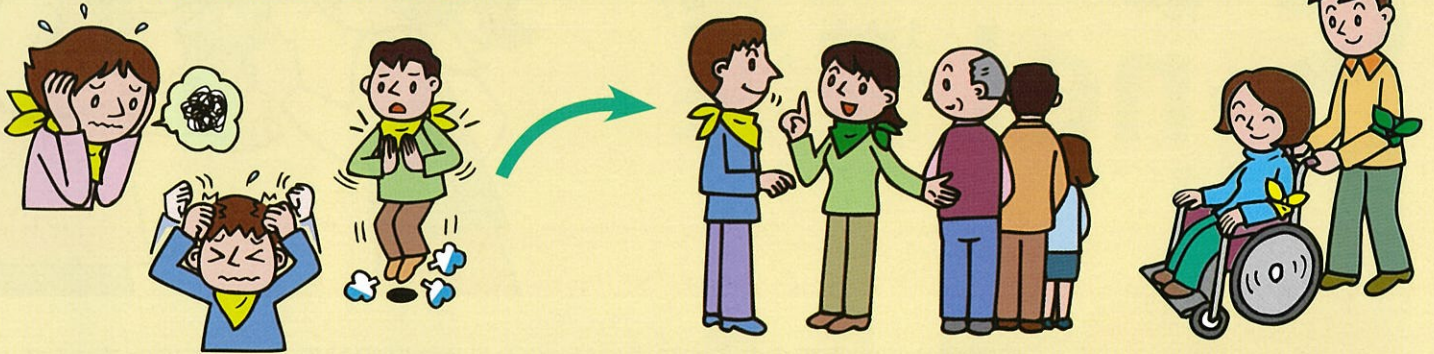
災害時、配慮が必要であることが、わかりにくい障害のある方も必要な支援を受けられるように「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のものを身につけようという取り組みを進めています。

配慮が
必要

支援が
できる

★市販のバンダナやハンカチで用意してみてもいいでしょうか？

黄色と緑のバンダナ



● 状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたりパニックをおこしやすい人、人ごみや大きな声・音・強い光などが苦手な人もいます。

● 具体的にゆっくりと確かめながらお話します。

広がる

障害のある方や家族、支援者が地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。

例えば、「知的障害や自閉症のある方への支援―避難場所編―」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある方への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、伝えています。

あなたの街に伺います！

出前講座



● S-net 横浜 事務局に相談

● 担い手の皆さんと調整

● 出前講座の様子
すでに、のべ100以上の講演
が実施されています

S-net 横浜は、障害のある人や、その家族が自分たちのできることから取り組むことを大切に、さまざまな活動をしています。

連絡先： セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

(福) 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL: 045-681-1211 FAX: 045-680-1550

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

発行： 2020年3月



地域防災拠点のみなさまへ

出前講座をご活用ください

2023年5月

セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただく活動（出前講座 ※裏面参照）を行っています。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、みなさまのご理解、ご協力が必要です。各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面での活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。ぜひご相談ください。

<申し込み・問い合わせ先>

※実施日の2か月までに下記までご相談ください。

なお、日程や内容により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

■セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

電話 045 - 681 - 1211 FAX 045 - 680 - 1550

ホームページ

URL <https://safetynet-yokohama.jp>

二次元コード



— セーフティーネットプロジェクト横浜 —

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめている。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしている。

【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市中心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

出前講座とは…

障害のある人や家族、支援者が、地域の方たちと顔見知りになるために、地域の会合に出向いて、自分たちのことを伝えていく活動。

例えば「知的障害や自閉症のある方への支援-避難場所編-」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある人への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、紙芝居を使って伝えています。

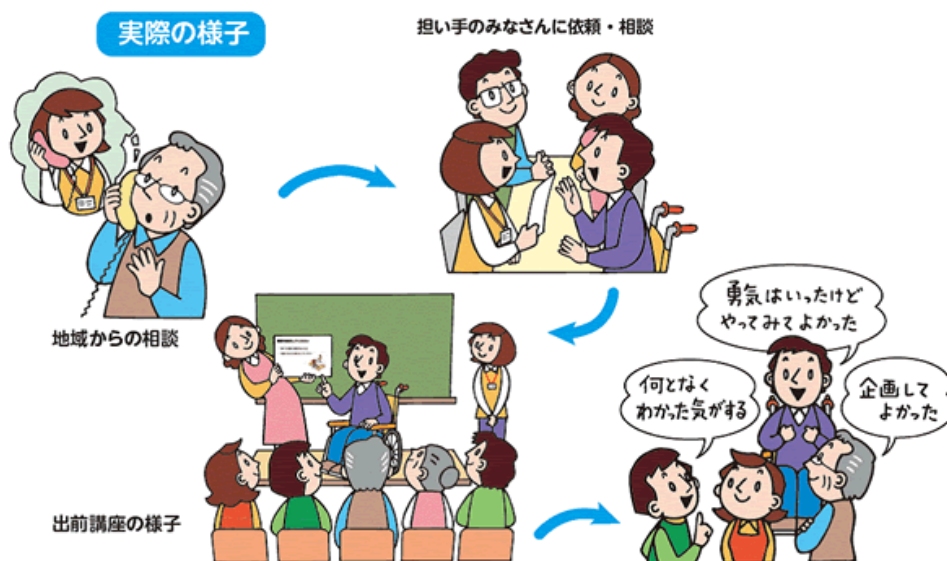


災害用コミュニケーションボードと啓発パンフレット
(H19年度作成・H30年度改訂)

この他にも、

- ・障害のある人の感じ方や気持ちを理解してもらう体験
- ・障害のある人や家族が日頃の思いを発表

など、さまざまな障害理解に関するお話をしています。



栄区地域防拠点運営委員長 各位

経済局消費経済課長
栄区総務課長

発災時等における消費者被害の防止に係るリーフレットについて（連絡）

消費生活に関する重要な事項を調査審議等するため、本市では、附属機関として、有識者等で構成する横浜市消費生活審議会を設置しています。

令和2年10月から令和4年9月末までの第13次消費生活審議会では、「緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止について」をテーマに議論がなされ、令和4年11月に横浜市長あてに意見書が提出されました。

これを受け、災害時に発生しやすい消費者トラブルをまとめたリーフレットを作成しました。各拠点の運営委員会等で周知等に活用し、災害時の安全な消費生活実施にお役立て下さい。

《参考》意見書のポイント

基本的な考え方 平時から、緊急時に対する意識を高め、備えを促す

- 【方向性1】 平時における消費者教育の推進
- 【方向性2】 緊急時における消費者への適切な情報提供
- 【方向性3】 消費者行政以外の機関（災害対策関係機関、地域防災拠点等）との連携強化
- 【方向性4】 緊急時に備えた相談体制の整備

□ 意見書（概要版）URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/mamoru/13-syohi-singikai.files/0019_20221111.pdf

経済局消費経済課 本田、中川、鈴木

電話：671-2584

メール：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.jp

栄区役所総務課 松山、武内、児玉、宮川

電話：045-894-8312

メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

緊急時の誤情報によるトラブル

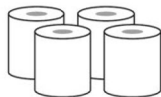


災害、感染症の流行等の緊急事態には様々な情報があふれ、中には悪意のあるうその情報が含まれることもあります。「正しい情報を適切に判断する能力」を身につけ、信ぴょう性の低い情報をうのみにしたり、むやみに発信したりしないように気をつけましょう。

CASE 1

誤情報のネット拡散

■新型コロナウイルス感染症の流行時には、不確かな情報の拡散により、在庫が十分にある物品(トイレトペーパー等)の買占めが起こるなどの混乱が発生しました。



緊急時に正しい情報を得るためのポイント!

- 災害が起こる前から**正しい情報を選ぶ習慣をつけましょう!**
- 緊急時には、いくつかの情報元から情報を集めて比較すること!
本や新聞など、ネット以外の発信元から情報を集めることも有効です。
- 情報が引用や伝聞だった場合は、**元の情報源を探して確認を!**
- 信用できる情報元からの情報か確認を!
- 情報が古いと、**現在とは状況が違うかもしれないので要注意!**
- 「分からないこと」は人に教えない、拡散しない!

緊急事態の発生時には混乱に乗じた様々な種類の消費生活トラブルが発生します。おかしいな?と思ったらすぐに周囲の人や、消費生活総合センターに相談しましょう!



相談窓口

不安に思った時やトラブルに遭ってしまったときはご相談ください!

横浜市消費生活総合センター TEL:045-845-6666

平日 9:00~18:00

土・日 9:00~16:45

横浜市消費生活総合センター

横浜市経済局消費経済課 令和5年11月発行



本リーフレットのPDFデータはこちら



横浜市消費生活総合センター

緊急事態に備える

消費生活トラブルから身を守るためのチェックポイント



台風で家の屋根が壊れた! 修理したいのだけど...



SNSで品薄の商品情報が拡散されているけど、本当なの?



役所から電話があったけど、給付金がもらえるって本当なの?

Check!

地震・風水害、感染症の流行... いつ起こるか分からない緊急事態。**あなたを狙うこんなトラブルにご注意ください!**

地震・風水害時の消費生活トラブル

地震・風水害などの災害時には、住宅等の修理に関するトラブルが寄せられる傾向にあります。



CASE 1

料金
トラブル

■災害で壊れた屋根の工事をしないかと、点検に来た業者に勧誘されて契約したが、高額なので解約したい。クーリング・オフできるか？

💡 **トラブルに遭わないためのポイント!**

- 「今修理しないと大変なことになる」など、不安をあおる勧誘を受けても、**その場で契約しない!**
- 周囲の人に相談して、**契約は慎重に!**
- 複数の業者から見積りを取り、費用・工期・業者の信頼性などを**十分に確認!**



CASE 2

保険に関する
トラブル

■保険金申請代行業者が訪問し、台風や大雨で被害を受けたことについて保険金を請求できると勧誘されたが、契約して問題ないか？



💡 **トラブルに遭わないためのポイント!**

- 保険による補償ができるかは契約の内容によるため、契約書を確認し、ご自身で問合せを。**災害が起こる前に契約内容を確認!**
- うその理由で保険金請求がされると**詐欺に加担すること!**
- 成功報酬として、**事前に説明のない多額の手数料等を請求する悪質な業者がみられます。**
「保険の申請をサポートする」などと**勧誘されたら要注意!**



感染症流行時の消費生活トラブル

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、消費者の不安につけ込んだ様々なトラブルが発生しました。



CASE 1

送り付け商法
による
トラブル

■「マスク5枚」と書いてある荷物が届いた。手紙や注文書、請求書等が入っていなかった。マスクが手に入らないので使いたい気持ちはあるが不審である。注文した覚えはなく、全く心当たりがない。今後請求されるか？

💡 **トラブルに遭わないためのポイント!**

- 身に覚えがない商品が届いたときは、**まずは発送元を確認!**
- 一方的に商品を送り付けられた場合は、**送り付けられた商品を直ちに処分することが可能。代金の支払い義務はありません!**



CASE 2

なりすまし
による
トラブル

■市のコロナ対策室の職員を名乗る者から、「助成金を配布している。銀行口座に振り込みますので口座番号を教えてください。」という電話がかかってきた。不審だ。

💡 **トラブルに遭わないためのポイント!**

- 市役所などの公的機関や金融機関、携帯電話会社などになりすまして、個人情報や口座情報を詐取しようとする事案が後を絶ちません。**電話やメール、訪問等で口座情報や暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示されたりした場合は、相手方の所属や氏名、連絡先などを確認し、その行政機関や企業等に直接確認を!**



令和6年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

建築局建築防災課

防災ベッド・耐震シェルターの周知・啓発等に関するご協力について（連絡）

建築防災課では、市内の木造住宅に居住している方を対象に、防災ベッドや耐震シェルターの設置に対する費用の助成を行っています。

令和6年1月に発生した能登半島地震を受けて予算編成された「地震防災対策強化パッケージ」においても、市民の安全・安心を守るため、簡易に設置が可能な防災ベッド等の普及を促進することとしています。

添付資料をご確認いただき、対象の住宅にお住いの方は是非ご検討ください。

【添付資料】

- ・横浜市防災ベッド等設置推進補助事業チラシ

担当：建築局建築防災課

佐藤（671-2930）・木村（671-2943）

防災・耐震 ベッド シェルター

地震による
倒壊から
身を守る!

設置費用の一部を補助します。

※補助を受けるには、必要な条件や手続きがあります(裏面参照)。
※対象となる「防災ベッド」・「耐震シェルター」は別紙を参照してください。

防災ベッド



本体費用について上限

20万円

防災ベッドとは…

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して就寝していただくため、ベッドにフレーム等を設置するものです。

耐震シェルター



本体費用について上限

40万円

耐震シェルターとは…

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して生活していただくため、住宅の一部屋(居間や寝室)にフレーム等を設置することにより安全な空間(一時的な避難場所)を作るものです。

住宅の耐震改修や建て替えよりも費用が安価で、
設置の期間も短くなります。

問合せ・申請書等提出先 横浜市建築局建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 25階

☎ 045-671-2930 FAX 045-663-3255

令和6年4月発行

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

補助を受けるには…

防災ベッドや耐震シェルターを設置する費用の一部について補助を受けるには次の条件をすべて満たす必要があります。

1. 昭和56年5月以前に建てられた2階建て以下の木造住宅
2. 申請者が実際にお住いの住宅
3. 住宅の1階に防災ベッド、耐震シェルターを設置できる住宅
4. 申請者に市税の滞納等がないこと

※今までに防災ベッド、耐震シェルターを設置して横浜市の補助を受けたことがある場合は、新たに補助を受けられない場合がありますので、ご相談ください。
※横浜市の補助を受けて耐震改修済の住宅には設置できません。
※申請者は個人の方(個人事業主を除く)に限ります。

補助を受けるための申請手続きは…

設置業者との契約の前に申請書や住民票等を提出(郵送可)していただき、横浜市からの補助金交付決定通知を受ける必要があります。

1. 補助金交付申請書
2. 同意書 (税金の滞納調査のため)
3. 住民票の写し (原本)
4. 家屋課税台帳登録事項証明書^{※1} (物件証明)
または、建物の登記事項証明書^{※2}の原本
※1 お住いの区役所で取得できます。【共有の場合は「家屋共有者氏名表」も併せて必要】
※2 法務局で取得できます。
5. 防災ベッドやシェルターの設置場所の写真
6. 防災ベッドやシェルターの見積書のコピー
7. 住宅所有者の防災ベッド等設置承諾書
(住宅が申請者の自己所有でないか、申請者の他に共有者がいる場合のみ)
8. 本人確認資料 (運転免許証、健康保険証などのコピー)

<p>〇〇ベッド ××株式会社</p> 	<p>TEL △△△-△△△-△△△△ URL 本体費用：〇〇万円 〇〇が特徴の防災ベッドです。 〇日程度で設置可能です。 ※各欄に記載の金額は目安です。 詳細は各メーカーに直接お問合せ ください。</p>	<p>防災ベッド標準型BB-002 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ 本体費用：40万円(税別) アーチ状のフレームが特徴の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。</p>
<p>介護用防災フレーム 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ 本体費用：45万円(税別) 介護ベッド専用の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。</p>	<p>安心防災ベッド枠B フジワラ産業株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 06-6586-3388 URL www.fj-l.co.jp 本体費用：38万円(税抜) 耐荷重：16t 搬入設置費、消費税等は別途 ・鋼鉄製のフレームで寝ている人の身を家屋の倒壊から守る。 ・半日程度で設置可能です。</p>
<p>ウッド・ラック (WOOD-LUCK) 新光産業株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 03-6810-7900 URL www.shinkosangyo-as.com/woodluck/ ●価格の目安：65万円～ (税別) ●ひのきが特徴の防災ベッドです。 ●半日程度で設置可能です。</p>	<p>耐震小型シェルター「構-kamae-」 テーブルタイプ 関西ボラコン株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0120-013-131 URL ansin-bousai.com 本体費用：29万7千～(税込) (サイズによる) 耐荷重：60.6トン～ 家屋の倒壊時にも、安全な三角スポットを確保できます。</p>
<p>耐震和空間 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL https://www.ns-kougyo.co.jp/ ※価格はお問合せください 4方向に開口があり、様々な空間として活用できます。 3時間程度で設置可能です。</p>	<p>減災寝室 有限会社扇光</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-57-2535 URL www.senko-jp.com 本体費用：65万円(桧節有・税別) 天然木材で作成したあたたかみのある耐震シェルターです。 1日で設置可能です。</p> <p>引戸・ベッド・机等はオプションです</p>
<p>木質耐震シェルター 株式会社一条工務店</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-422-231 URL www.ichijo.co.jp/news/shelter/ 本体価格：45万1千円～(税込、施工費込み) 「大地震の発生で建物が倒壊しても、人命だけは守りたい」既存の住まいに手を加えることなく設置可能な耐震シェルター。建物倒壊実験でその安全性を実証しています。2017ジャパンレジリエンスアワード強化大賞優秀賞受賞をはじめ、各方面から高い評価を受けています。</p>	<p>レスキュールーム 有限会社ヤマニヤマショウ</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-88-2420 URL shelter-rescueroom.com/ 6面体鉄骨造りのシェルターで安心安全/基礎から作るので安心して頂けます。</p>

ベッド

の製品は、1台につき補助上限額20万円（世帯の人数分まで申請可能）

シェルター

の製品は、1台につき補助上限額40万円（1軒につき1台のみ）

※補助対象となるのは、防災ベッドか耐震シェルターどちらか一方のみです。併用はできません。

<p>鋼耐震 株式会社東武防災建設</p> <p>シェルター</p>  <p>TEL 048-970-3530 URL www.tobubousai.co.jp 概算工事費6帖330万円(税込) 静岡県・兵庫県の耐震コンペにて優秀賞を受賞した商品です。 セミオーダーで部屋に合わせて制作可能・短工期・引越し不要です。</p>	<p>剛建 有限会社宮田鉄工</p> <p>シェルター</p>  <p>TEL 0587-37-1569 URL taishin-shelter.co.jp/ 設置費用：46万円（税別） ※床工事、運送費、クロス貼り等は別途かかります ※本体設置は1日で施工できます</p>
<p>シェルキューブR 株式会社デリス建築研究所</p> <p>シェルター</p>  <p>TEL 0800-100-1113 URL www.delis-archi.co.jp/shell-cube/ 本体費用：160万円（6帖タイプ）部屋に置くだけで安全な場所を確保する床置き型の耐震シェルターです。基礎工事や内装工事の必要がなく1日で設置。実物大の試験により87トンの垂直荷重性能を確認しております。</p>	<p>シェルターユニットバス（UB） J建築システム株式会社</p> <p>シェルター</p>  <p>TEL 011-573-7779 URL www.j-kenchiku.co.jp シェルター部材価格：約40万円 （浴室1坪の場合、ユニットバス除く、解体・設置工事別途） ユニットバス入替工事に併せてお風呂廻りをシェルター化します。大地震時に逃げ込む避難場所を確保し安全安心な暮らしを。</p>
<p>耐震健康シェルター「命守（いのちもり）」 株式会社青ヒバの会ネットワーク</p> <p>シェルター</p>  <p>TEL 03-3491-7847 URL info@aohiba.net 本体及び施工費：150万円（税別） 国産材に包まれた空間 テレワークに便利な個室にも。</p>	<p>つみっくブロックシェルター 株式会社つみっく</p> <p>シェルター</p>  <p>TEL 0852-28-3178 URL www.tsumic.com 設置費用：45万円～ 木製ブロックを組み立て、半日程度で設置可。お部屋に合わせ広さ、開口位置等、自由な設計ができます。施工代理店あり。</p>
<p>パネル式耐震シェルター SUS株式会社</p> <p>シェルター</p>  <p>TEL 03-5652-2393 URL www.sus.co.jp/ecomis/ サンドイッチパネルで構成し、四方を開口設置出来、人命を守ります。軽量で短工期で施工できます。 6帖 240万円～（税別）</p>	<p>木質耐震シェルター 70K 一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会</p> <p>シェルター</p>  <p>TEL 03-6872-5790 URL www.taishin100.or.jp/technology/70k 本体価格：90万円～（税別、4.5畳タイプ）※設置費、運搬費は別途 木質ラーメン構法(SE構法)の技術を用いた耐震シェルター。「家の中につくる避難所」をコンセプトに開発。実大の構造実験と解析により、安全性を検証しています。</p>
<p>まもルーム 株式会社カラフルコンテナ</p> <p>シェルター</p>  <p>TEL 0587-51-1236 URL www.colofulcontainer.com 海上輸送用コンテナの強度の特徴を生かした組立式シェルターだから大開口の間口が取れる。 組立時間は半日～。税別本体費： 6帖 88万円 8帖:100万円</p>	<p></p>